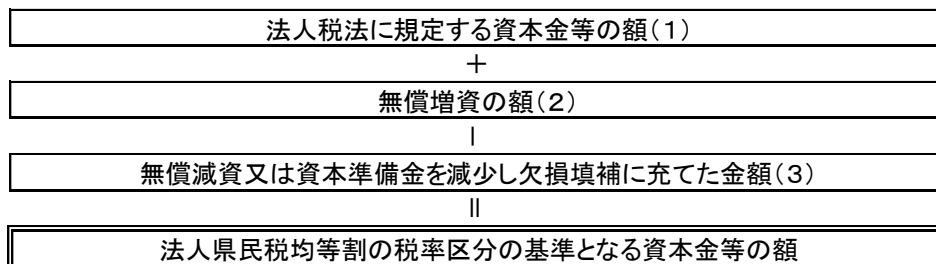


法人県民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」の改正について

栃木県

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人県民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」が改正されました。

- 1 「法人税の資本金等の額（1）」に、無償増資の額（2）を加算し、無償減資又は資本準備金を減少し欠損填補に充てた金額（3）を控除した額を、原則、「法人県民税均等割の税率区分の基準となる資本金等の額」とします。



(1) 法人税の資本金等の額

法人税法第2条第 16 号に規定する資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額、連結法人にあつては、法人税法第2条第 17 号の2に規定する連結個別資本金等の額)

(2) 無償増資の額

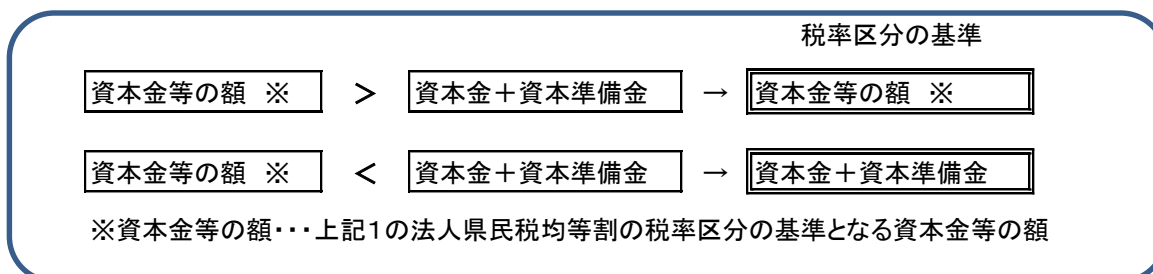
平成 22 年 4 月 1 日以後に、利益準備金及びその他利益剰余金を資本金とした額

(3) 無償減資又は資本準備金を減少し欠損填補に充てた金額

- ・平成 13 年 4 月 1 日から平成 18 年 4 月 30 日までの間に、資本又は出資の減少(金銭その他の資産を交付したものを除く。)により資本の欠損の填補に充てた金額並びに資本準備金による資本の欠損の填補に充てた金額
- ・平成 18 年 5 月 1 日以後に、剰余金(損失の填補に充てた日以前1年間において、資本金又は資本準備金を減少し剰余金に計上した額に限る。)を損失の填補に充てた金額。

※(3)無償減資又は資本準備金を取崩し欠損填補に充てた金額を控除する場合は、その内容を証する書類を添付した場合に限り、控除することができます。

- 2 ただし、1の「法人県民税均等割の税率区分の基準となる資本金等の額」が、資本金と資本準備金の合算額に満たない場合は、資本金と資本準備金の合算額を法人県民税均等割の税率区分の基準とします。



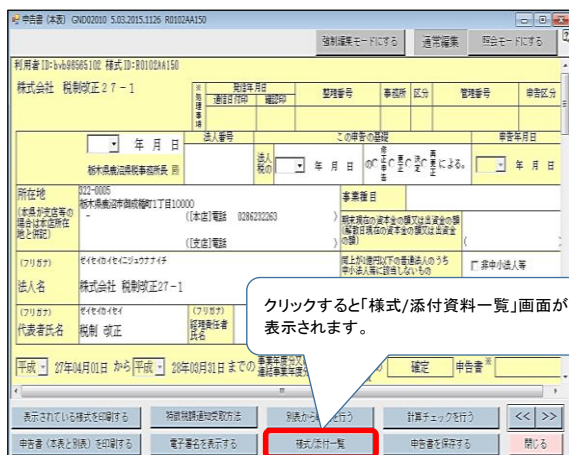
※ 法人税法施行規則様式別表第五（一）写しの添付に御協力願います。

税率区分の基準を確認するため、法人県民税の申告書（第 6 号様式）提出時に、法人税別表第五（一）の写しの添付について御協力願います。

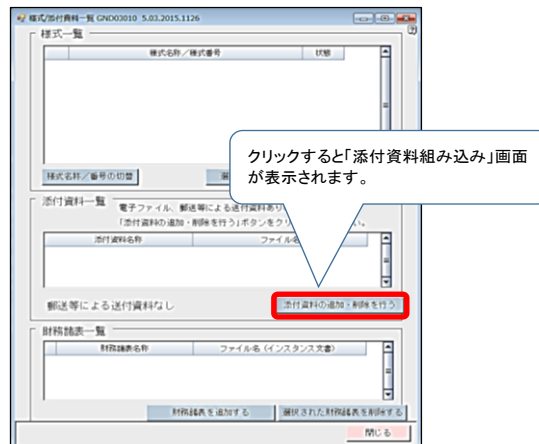
なお、e L T A X ご利用の場合の、法人税別表第五（一）の写し等の添付方法は、裏面をご覧ください。

○地方税電子申告システム(eLTAX)における、電子ファイル(法人税別表など)の添付方法(PCdesk版)

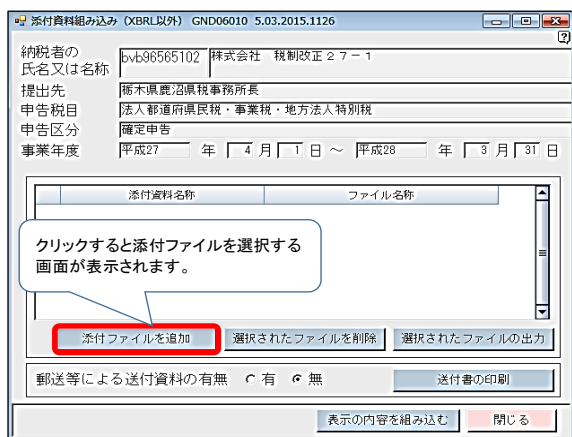
1. 申告書(本表)作成画面で「様式/添付一覧」ボタンをクリックします。



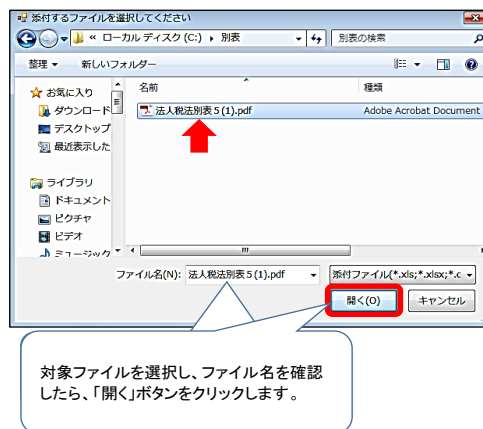
2. 「様式/添付資料一覧」画面で「添付資料の追加・削除を行う」ボタンをクリックします。



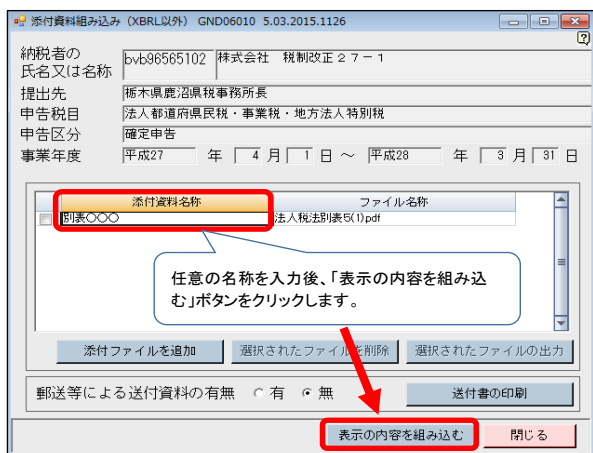
3. 「添付資料組み込み」画面で「添付ファイルを追加」ボタンをクリックします。



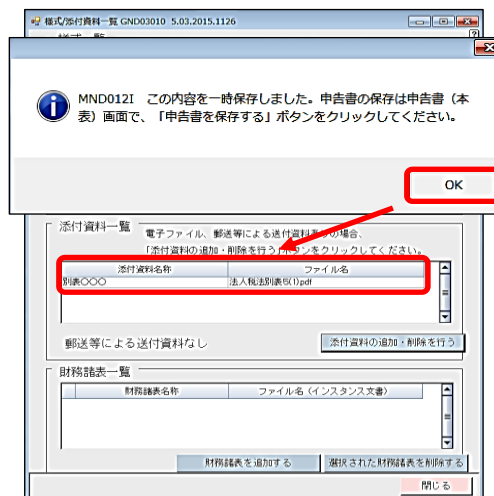
4. ファイル選択画面で添付するファイルを選択し、「開く」ボタンをクリックします。



5. 選択したファイルが「添付資料組み込み」画面に反映され、資料名称の入力を求められるので、名称を入力し、「表示の内容を組み込む」ボタンをクリックします。



6. 保存完了画面の、「OK」ボタンをクリックすると、添付資料の追加完了です。



※添付ファイルをさらに追加する場合は、2～4の手順を繰り返し、最後に5、6の手順を行います。